野田ランニングクラブ会則

第１章　　総　則

（名称）

第１条　　本会は、野田ランニングクラブ（以下「本会」という）と称し、略称は野田ＲＣとする。

（事務所）

第２条　　本会の事務所を、代表宅に置く。

（目的）

第３条　　本会は、走ることを通して様々な人との交流や会員相互の親睦を図り、充実したランニング生活を送ることを目的とする。

（活動）

第４条　　本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

（1）練習会の開催

（2）競技会への参加

（3）不定期練習会、会員親睦会等の企画と開催

第２章　　会　員

（入会）

第５条　　会の入会については、会の目的に賛同し活動できる者とする。

２　会員として入会しようとするものは、代表が定める方法により、代表に申し込むものとする。

３　別に定める入会金を納めることにより会員となる。

（責務）

第６条　　会員は、別に定める年会費を納めなければならない。

２　前項の納入は前年度末までとする。

（退会）

第７条　　会員は、退会するときは代表に申し出ること。

（その他）

第８条　　会員は、正当な理由なく次の各号に該当した時は、退会したとみなす。

（1）年会費を期日までに納めなかったとき

（2）会員としてふさわしくないと認められる事実が発生したとき

第３章　　役　員

（役員）

第９条　　本会に次の役員を置く。

（1）代表　　１名

（2）副代表　　１名

（3）運営委員　２名

（4）会計　　１名

（5）会計監査　２名

（役員の選任）

第１０条　本会の代表は、松澤　孝仁が務める。

２　代表以外の役員は、会員の中から互選する。

３　会計監査は他の役員と兼任することはできない。

（役員の職務）

第１１条　代表は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

３　運営委員は、本会の運営について参画する。

４　会計は、本会の出納業務を担当する。

５　会計監査は、会計を監査する。

（任期）

第１２条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　後任者の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　　会　議

（会議）

第１３条　本会は、次の会議を行う。

（1）通常総会

（2）臨時総会

（3）役員会

２　定期総会は、毎年１回４月に開催する。

３　臨時総会は、会員の過半数が必要と認めたときに開催する。

４　役員会は、役員が必要と認めたときに開催する。

第５章　　総　会

（構成）

第１４条　定期総会及び臨時総会は、会員をもって構成する。

（審議）

第１５条　総会は、以下の事項について審議する。

（1）予算及び決算

（2）役員の選出

（3）会則の改正

（4）その他本会の運営に関する重要な事項

（議決）

第１６条　総会の議決は、出席者の過半数で決議する。

第６章　　役員会

（役員会）

第１７条　役員会は、代表、副代表、運営委員、会計をもって構成し、本会の運営・会費の使途について協議する。

２　役員会は、代表を含む３人以上の出席で成立する。

第７章　　会　費

（年度）

第１８条　本会の年度は､毎年４月１日から始まり､翌年３月 31 日を以って終わりとする。

（入会金）

第１９条　本会の入会金は、1,000 円とする。

（年会費）

第２０条　本会の年会費は、3,000 円とする。

ただし、シニア会員（60 歳以上）・女性会員・学生会員（20 歳以上）については、1,000 円とする。

また、未成年の会員については、無料とする。

２　既に納入した入会金及び年会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

３　年度途中に入会した場合は、その年度については不要とする。

附則　　本会の会則は２０１２年１月１日より施行する。